

THINK

司法書士論叢

会報
第119号

特集 激変

- 研究報告
- ・ 地域における福祉連携と刑事政策への司法書士関与の提言
 - ・ 限定承認手続活用へのアプローチ
 - ・ 「前橋代書人盟約書」について
 - ・ DV等被害者への支援措置と司法書士業務のかかわり
 - ・ 商業登記の変遷と公告制度
 - ・ 子どもの自己決定権と児童相談所の措置権についての一考察
- 投稿論文
- ・ 土地公有制の中国における私的土地利用の変遷に関する一考察

「激変」を特集するに際して
荻戸安彦

AIとデジタルで変わる「法」
小塚莊一郎

高齢社会とジェロントロジー
(高齢社会総合研究)について
小林二三夫

地域医療における司法書士の役割
鶴岡浩樹

ニューノーマル社会における司法書士の
新しい執務様式
土井万二


司法書士
150th
ANNIVERSARY

日本司法書士会連合会

ニューノーマル社会における司法書士の新しい執務様式

司法書士総合研究所 登録研究員

大阪司法書士会 土井 万二

はしがき

本稿は、当初、日本司法書士会連合会総合研究所の登録研究員として採用された「アフターコロナにおける司法書士の新しい執務様式」をテーマとしてまとめる予定であった。しかしながら脱稿段階ではいまだ「アフターコロナ」の時代と言えず、表題を「ニューノーマル社会」として研究したものである。

本稿は脱稿段階（2021年2月）での情報に基づいており、商業登記法及び商業登記規則の改正（2021年2月15日施行）を織り込んで実務的な観点からまとめたものである。実務的観点から考察しているため、法令の解釈や政府の動向などは詳しく記述していない。また、今後の法改正や法令の解釈により変化が生じる可能性があることをあらかじめ承知していただきたい。また、登録研究員とは言っても、複数人の会議で協議してまとめたものではなく、筆者が個人の立場で執筆したものであり、考察、意見、提言等は筆者の個人的見解にとどまることをお断りしておきたい。表現の正確性の欠如や思い違いによる誤りがあった場合についてもご了承ください。

1. はじめに

2020年初頭、日本は未曾有の新型コロナウイルス⁽¹⁾感染症の蔓延により、当初は都市部を中心としてその後全国へ感染が広がっていった。人々は日常生活や社会生活において、経験したことのない制約を受ける状況に陥った。その後「withコロナ」や「afterコロナ」での社会に適応するため、時差通勤、在宅勤務、テレワークなどを余儀なくされたのである。

2020年4月、安倍内閣総理大臣により新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出された。国民に対し、生活の維持に必要な場合を除いて、外出の自粛をはじめ、感染の防止に必要な協力を要請したものであった。しかし、仕事での出勤を控えるようになった会社であっても、書面に押印をするためだけに、出社せざるを得ない事態が生じていたのである。

今までは、書面での処理がほとんどであり、はんこ文化が根強く慣習となっていた。誰もがこの慣習に疑問を抱くことさえなかったと思われる。緊急事態宣言後、対面での書面への押印が困難になったことがきっかけになり、その慣習を撤廃する動きが加速化した。すでに、リモートワークやオンラインを利用した会議などにより会社に出社しなくてもよい人たちが一定数生じている。会社では新しい執務様式が取り入れられ、今後さらなる変化もあることだろう。

国民全員が「新しい生活様式（ニューノーマル社会）」へ移行することを求められ、既存の常識や慣習を変えて新しい時代に合わせていこうとする転進を余儀なくされている。また、政府は、脱はんこ社会をめざし99%の行政手続から押印を廃止する方向で進んでいる。

2020年9月16日に発足した菅内閣では、内閣府特命担当大臣として「IT担当大臣」に加え、「デジタル改革担当大臣」（正式な名称は、「行政のデジタル改革を総合的に推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整担当」、2020年9月16日（官報特別号外第99号））が任命された。2021年秋にはデジタル庁が発足されるようである。しかし、不動産登記手続については、すみやかに脱はんこの対象とはしないようであるが、商業登記についてはIDとパスワード方式やGビズID⁽²⁾を利用する方法も検討されている。

法務省は2020年6月に商業登記オンライン申請に利用できる電子証明書（当事者署名型ではなく事業者署名型（立会人型））を新しく追加して定め、その電子証明書を利用することによって、簡便な操作により電子署名（電子署名と共に承認した旨が記録される形式）ができる利点が生じている。また、2020年9月4日、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」（総務省・法務省・経済産業省）が公開され、事業者署名型（立会人型）の電子署名について一定の要件を満たす場合は電子

(1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

(2) <https://gbiz-id.go.jp/top/>

署名及び認証業務に関する法律第3条⁽³⁾の推定効が適用されると示された。よって、この新しい電子署名が今後普及することが想定される。

司法書士の執務も、今後従来の形態に加えて「新しい執務様式」が求められ、それを考案、実証し、可能なものであれば早急に取り入れていかなければならない時がきているのであろう。

本稿では、司法書士実務を主な分野別に分け、またテレワークなどについても考察し、独自の提言も含め検討をしていく。

2. 不動産登記における新しい執務様式

(1) 不動産登記実務の現状

不動産登記の権利に関する登記手続は、実体法に基づき権利者及び義務者という権利の得喪変更を記録する制度である。司法書士は手続きにあって「人、物、意思」の確認を行っている。たとえば所有権移転登記の場合、売主である登記義務者には売買の対象である不動産の登記識別情報（または登記済証）と印鑑証明書が必要である。司法書士は登記識別情報の有効性証明や失効していないことの確認を行い、また登記済証の場合は管轄登記所の印判と受付年月日、受付番号を確認している。登記済証には、（根）抵当権設定時などに押印される小さなはんこの数を数える方もいるであろう。登記所の統廃合を考慮すると統合前の登記所の登記済証が使われる場合があるから、登記所の統廃合の日と受付年月日にも注意しなければならない。

さて、オンライン申請を可能にするため、紙の登記済証が廃止され、登記識別情報を導入したのである。不動産及び権利者ごとの暗証番号に相当するものが登記識別情報であり、オンライン申請でもその登記識別情報を入力することが可能となったのである。しかし、完全なるオンライン申請はほぼなく、特例申請である申請情報及び登記原因情報をオンラインで送信して、添付書類は紙で提出している場合がほとんどと思われる。また、登記識別情報をオンラインで受領する場合はほぼ無く、書面による受領がほとんどであろう。やはり、紙で登記識別情報をもらうのが安心であったのである。

司法書士は、本人であるかどうかの確認として運

転免許証などの本人を確認するための書面の提示を求め、かつ意思の確認をしてきた。対抗要件を備えるための登記申請であるから、本人であることの確認ミスは許されない。司法書士は、運転免許証、個人番号カード（通称「マイナンバーカード」という。）、在留カードなどの書面を見てその記載や写真などの情報を確認して実務を遂行してきた。

不動産登記申請には、添付情報としてデジタルである電子ファイルはほぼ利用されなかった。利用されるのは、司法書士がPDFファイルによる本人確認情報を作成し日本司法書士会連合会が発行する電子証明書による電子署名を行う場合がほとんどであった。今でも書面による本人確認情報と司法書士会の職印証明書を利用している司法書士も多いかもしれない。

(2) 不動産登記の立ち会いの変化

感染症が広がり、決済を行う金融機関の小さな部屋では窓もなく密集、密接、密閉といういわゆる「三密」状態になるため、工夫がなされている。金融機関内の複数の部屋に人を分けて司法書士が行き来する方法や複数の会議室間でテレビ会議システムを用いた事例がでてきている。つまり、マスクを着用し、ソーシャルディスタンスを取って、立ち会いが行われているのである。

(3) オンラインを使った登記義務者（売主）の意思確認

人とその意思の確認として、本人かどうかの確認、分別能力があるかどうかの意思確認が必要である。病気や高齢のため決済の立ち会いに参加できないため、代理人が参加する場合は、事前に自宅などに訪問し、人とその意思の確認をする場合があった。今までは遠方の場合、土日などの休日に時間を作り、自宅などに出向いて本人確認をする場合があったのである。交通費や時間などを考慮すると売主の費用負担も生じ、また司法書士側も負担が多くなる。今後もこのような形態は続くかもしれないが、ニューノーマル社会では、インターネットや携帯電話を使った映像と音声を相互にリアルタイムに通信できるツールがある。ズーム⁽⁴⁾、マイクロソフト・チー

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律第3条

電磁的記録であって情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

(4) Zoomビデオコミュニケーションズ（Zoom Video Communications, Inc.）として、インターネットを利用する画像及び音声のリアルタイムコミュニケーションシステム

ムズ⁽⁵⁾などを用いれば、パソコンや携帯電話を利用してリアルタイムの画像及び音声付きの双方向通信が可能である。今後、このような手法で人と意思の確認が実施されるかもしれない。しかし、対面とは質が異なり、リスクが存在する。

(4) オンラインを利用した人、物、意思の確認のリスク

では、オンラインを利用して「人、物、意思」の確認は具体的にどのように実施するのか。あるいはそこに潜むリスクについて検討してみたい。

現時点で可能なものはパソコンや携帯電話を使ったリアルタイムの動画と音声の双方向通信(以下「テレビ会議システム」という。)がある。利用しやすい一例としてズームがある。無料版には時間的制約があるが十分利用できると思う。日時を決めて司法書士が確認業務をすべき相手方をテレビ会議システムでつなぎ、対面と同様の確認業務を行う。人の確認としては、運転免許証や個人番号カードなどを画面または画像で送ってもらい、写真と生年月日、住所を確認することになる。物の確認も行う。意思の確認では高齢者の場合は認知機能が問題になることがあるから、簡易的な検査である「長谷川式認知症スケール」⁽⁶⁾を実施する場合もあるかもしれない。しかし、対面とは所作や音声の質が違いその確認精度は対面と比べ劣ると言わざるを得ない。また、運転免許証や個人番号カードを所有していない高齢者などの場合、健康保険証などの写真のないものを2点以上確認する必要がある。

問題となり得るのは最も普及している運転免許証である。最近では、金融機関の口座開設時やクレジットカード申請時にスマートフォンを使って申請ができるようになった。その場合、本人確認として例えば運転免許証の表面と裏面(住所変更がある場合はその記載がある。)を別々に送信する。しかし、この場合よく考えてみると表面と裏面が同一の運転免許証のものとは限らない。リアルタイムの動画で表面と裏面を続けて見ることができれば、それは同一の運転免許証の表面と裏面である可能性が高いが、表面を見せた後、画面からいったん運転免許証が消え、その後裏面が提示された場合は同一の運転免許証とは限らない。実際、他人の運転免許証の表面を取得し、表面の所有者とは違う運転免許証の裏面を

利用して銀行口座等を開設する詐欺が起こっている。このような点を考慮するとテレビ会議システムを利用した人、物、意思の確認業務は、対面業務とは劣る部分があることは否定できない。しかし、今後さらに工夫を加えると現実的な利用が可能かもしれない。

(5) 本人確認情報

本人確認情報について、オンラインを利用して作成することが可能だろうか。前述(4)のとおり、人と物、意思の確認ができたとしても、本人確認情報には申請人と面談した日時、場所及びその状況を記載しなければならない(不動産登記規則72条1項1号)。場所をどのように解釈するかが問題となる。本人確認情報における作成時の場所についての記載は、通信する人双方の自宅や事務所の記載が認められるかが問題である。必ず同一場所で面談しなければならないのであれば、オンラインを用いることはできない。オンラインによる本人確認情報の作成業務は想定外だったと言える。今後、オンラインを用いて本人確認情報を作成できるかを検討していく必要がある。

(6) 運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)のICチップ情報の活用等

あまり知られていないが運転免許証と個人番号カード(マイナンバーカード)にはICチップが埋め込まれていて、作成時に暗証番号を設定することになっている。例えば運転免許証であれば第1暗証番号及び第2暗証番号の各4桁の数字を設定して発行されている。スマートフォンのアプリを使って暗証番号を入れると第1暗証番号だけでは本籍と写真を除く情報、つまり氏名、住所、生年月日、運転免許証の有効期限が表示される。第1暗証番号に加え第2暗証番号を入力するとさらに本籍地(国籍)とモノクロの顔写真も表示される。これらを利用して司法書士は一体どれくらいいるのであろうか。また、実際に利用しようとする時には、運転免許証の所有者が暗証番号を忘れていて、現段階ではほとんど使われていないと思われる。個人番号カードもほぼ同様で利用者証明用電子証明書を利用して暗証番号を入力すると氏名、住所、生年月日及び性別が表示される。これらのカードの活用も視野に入れて

(5) Microsoft Corporationが提供するインターネットを利用する画像及び音声のリアルタイムコミュニケーションシステム

(6) 長谷川式認知症スケールとは、長谷川和夫氏によって作成された簡易的な知能検査であり、主に認知症患者のスクリーニングのために用いられる。

いくべきである。

今後、政府は個人番号カードと運転免許証、健康保険証の一体化を検討している。今後は個人番号カードが普及して、個人番号カードの暗証番号を面前で入力することにより本人確認が確実になる可能性が期待できる。個人番号カードと運転免許証や健康保険証の一体化とは、どのようなものになるのだろうか。表面は住所、氏名、生年月日、性別とともに運転免許証情報と健康保険証情報が記載され、裏面に個人番号が記載されると仮定すると、今まで運転免許証の住所変更は裏面に記載されていたが、表面に記載されることになるのであろうか。表裏の2面だけではなく何らかの工夫がされるのか全く想像がつかないのである。また病院で個人番号カード兼健康保険証を提示する場合、個人番号を見て記録し又はコピーされる危険性もあり、一体化された場合にどのような運用がなされるのかも想像がつかないのである。

(7) IT技術を使った本人確認

一例として、eKYCシステム⁽⁷⁾を使った犯罪による収益の移転防止に関する法律に沿った民間の本人確認システムがある。このシステムの場合も運転免許証の表面と裏面が同一の運転免許証である確認が得られないといった盲点がある。また、手続きが煩雑で現段階では実用的であるとはいえないだろう。IT技術を使い、確認書類を厳密にしたとしてもやはり対面での所作や雰囲気などの第六感から得られる情報が最も重要なかもしれない。しかし、この考え方ももはやニューノーマル社会では固定概念から脱却できていないのかもしれない。

(8) 個人番号及び会社法人等番号を活用した不動産登記の考察

不動産登記手続は、厳格な手続である。「個人番号（通称、マイナンバー）」や商業登記の「会社法人等番号」（12桁）及び会社法人等番号にチェックディジット⁽⁸⁾を付加した国税庁の「会社法人番号」（13桁）の制度により、個人も法人も総番号が振り当てられている。これらを不動産登記に導入することにより、個人及び法人格の特定が可能になる。例えば登記申請時に「個人番号」及び「会社法人等番号」を提供することにより、登記所の不動産登記情報データベースにその番号を記録する。そうすれば、

番号により所有者が特定できるため、所有権登記名義人の住所や氏名、名称変更は、変更証明書も不要で申請が可能となる。すでに法人においては、登記情報がコンピュータ化以後の変更について会社法人等番号を記載すれば、登記所が確認をしてくれるため所有権登記名義人住所及び名称変更時には、会社法人等番号を申請書に記載すれば、添付書類は不要となっている。

建物が建っていない土地だけの場合は、鍵などの引き渡し行為がないため、実際の所有者でないものになりすまして売主として売買行為をする詐欺行為が想定される。例えばA社が本店移転後に、別の法人格であるB社が登記情報からA社の本店移転を知って、A社の本店移転前の住所に本店移転し、かつ商号をA社と変更することは可能である。不動産登記情報が本店移転前の住所、商号である場合、登記記録上旧B社が所有しているような外観が形成される。登記官がオンライン化された後の登記情報を確認すれば、虚偽の所有者であることは判明するが、現在では会社法人等番号を記載した場合は、代表者の資格の確認並びに本店移転及び商号変更の変遷の確認に利用されているにすぎないので、旧B社がA社の不動産を所有しているように判断される可能性がある。これは所有権者の住所、氏名、商号等の変更登記申請の法令による期限がなく、売主として所有権を移転する際や抵当権の抹消時に所有権登記名義人住所、名称変更登記をすることが多くなっているからである。法人格の特定が住所と商号だけであるので、本来の所有者（法人）が本店移転後に、第三者によって所有権登記名義人の旧住所を調べて本来の所有者と同一本店同一住所の法人を存在させ、一見所有者であるかのように偽装することができるのである。このような偽装に対処するため、会社法人等番号の活用が考えられる。

法人は、個人番号制度導入時に会社法人等番号が固定され、本店移転で管轄が変更になっても会社法人等番号が変更されないこととなった。以前は、上4桁は管轄の番号、次の2桁は、株式会社は01、特例有限会社は02などの規則で付番されていた。登記記録に会社法人等番号を記載することにより所有者がより明確になる。しかし、株式会社が合併消滅した場合は、会社法人等番号の提供時に、合併消滅会社の番号と合併後の存続会社の番号を記載すれば連続性が担保できる。また、会社分割した場合に不動

(7) 株式会社ショーケースが提供している本人確認サービス、<https://www.showcase-tv.com/>

(8) チェックディジットとは、符号の入力誤りなどを検出するために、元の符号に付加される数字のこと。

産の所有者が変更になった場合は、会社法人等番号だけでは明確にならない問題も生じる。この場合を想定すると会社法人等番号が確実に利用できるとは限らない局面があり、なんらかの工夫が必要であろう。

また、個人については、登記所の登記情報データベースに、個人番号（マイナンバー）を記録される仕組みを構築した場合を想定してみる。所有権取得時に個人番号も申請書に記載又は記録して提出することにより、不動産の所有者情報として個人番号を記録する。当然個人番号は登記事項証明書には記載されない仕組みが必要である。個人番号を登記情報と共に記録すれば、登記識別情報も不要となる可能性も考えられる。登記識別情報は不動産の所有者ごとに発行されるが、個人番号だけで個人を特定できるからである。住民票の写しには、交付申請時に希望すれば個人番号が記載されるので、個人番号の記載のある住民票又は個人番号カードの個人番号を提示してもらい、事前に登記所に対して不動産の所有者であることを確認できる制度を導入すれば、所有者でない者がなりすまして登記申請をすることを未然に防止することができる。また、所有権登記名義人住所及び氏名変更の変更証明書も省略できる。

この場合、この業務に関して、登記申請を業とする司法書士が個人番号取扱事業者として指定される必要がある。個人番号や会社法人等番号を登記情報データベースに記録し、個人については、所有権移転登記申請前に、登記識別情報と同様に照会する制度を構築すれば所有者の確認が確実にできる。

なお、この点についての変更は、本稿の最後の7.「脱稿後の制度改正など」に記載している。こちらにも参照されたい。

3. 会社法実務、商業登記実務における新しい執務様式

（1）上場会社における2020年株主総会の問題点

現行の会社法では、株主総会は、物理的な開催場所が必要であり、株主総会の招集の決定事項に「株主総会の日時及び場所」（会社法298条1項1号）が規定されている。そのため物理的な場所での開催が義務づけられている。これは「リアル型」と言われている。

アメリカでは、インターネットでのみ開催し、物理的な開催場所が存在せず、議決権の行使ができる「バーチャルオンリー型」が認められているが、日本の会社法では現段階では認められていない。

この「リアル型」と「バーチャルオンリー型」の中間的な位置づけとして、「ハイブリッド型」がある。

これは、物理的な開催場所を設けて株主総会を開催し、株主がインターネットを利用して参加または出席する形態である。「ハイブリッド型」は2種類に分類される。

「ハイブリッド型（参加型）」は、傍聴するだけであり、質疑、動議や議決権の行使はできない。議決権を行使するためには、書面による議決権の行使（会社298条1項3号に該当した場合に限る）または総会日の前日までにインターネットによる議決権の行使（会社298条1項4号に該当した場合に限る）をしなければならない。この方法をとるためにはそのシステムが必要であり、既に多くのベンダーがそのシステムを開発し利用できる環境が整ってきている。

「ハイブリッド型（出席型）」は、株主総会の会場と双方向で通信ができ、出席しているのと同様に質疑、動議や議決権の行使ができる。

上場会社の場合、2020年3月総会（12月決算会社）はほぼ予定どおり株主総会が開催された。問題となったのは感染拡大時期に開催予定の2020年6月総会（3月決算会社）であった。株主総会についても大企業ではいわゆる「三密」となるため、現状では物理的な会場を用意して開催し、来場する株主への感染予防対策（手の消毒、座席間隔の維持、議事時間の短縮など）が実施された。そのため、招集通知に「体調の悪い方は出席に関しご配慮ください。」「マスク等感染防止対策をしてお越しくください。」「今年は株主様へのお土産をご用意しておりません。」等の記載を表紙や裏面に記載しているケースが多数あった。これは、極力参加する人数を減らし感染拡大を防止するための方法であり、やむを得ない状況だったのであろう。ハイブリット型株主総会の出席型（インターネットを通じて自宅等から参加し、議決権を行使する方法）を取り入れたIT会社があったが、ごく少数であった。

今後、上場会社を中心に、「ハイブリッド型」が徐々に増えていくことが予想され、政府は会社法の改正により、物理的な開催場所が不要な「バーチャルオンリー型」を認める方向で検討している。

これらは、いわゆる上場会社や大企業の問題であって多くの中小企業、小規模事業者にとってはあまり問題にはならなかったかもしれない。短時間の総会や書面決議を利用することによって株主総会決議ができるからである。

（2）上場会社における取締役会の問題点

定時株主総会は、原則全役員が出席し、同日に代表取締役の選定等の取締役会が開かれる。定例の取

締役会は、インターネットによる会議システムが主流となり、上場会社や大企業の一部は事前に会議資料を配付して、全役員が自宅からインターネットを通じて出席するテレビ会議システムで行っているケースが増えてきた。問題は取締役会の開催場所であるが、開催場所を議長兼代表取締役社長の自宅として議事録を作成し、申請が行われ受理されている。取締役会議事録には、取締役会が開催された場所を記載しなければならず、その場所に存しない（インターネットによるテレビ会議システム等により参加する場合、取締役等が取締役会に出席をした場合における当該出席の方法を記載しなければならないため、開催場所として、議長兼代表取締役社長の自宅を記載しているようである（会社法369条3項、会社法施行規則101条3項）。

問題は、取締役会議事録が書面で作成されている場合は、出席した取締役及び監査役は署名または記名押印しなければならない点である（会社法369条3項）。実質1枚の紙に全員が押印することになる。その取締役会での決議事項が登記事項であれば、効力発生日から2週間以内に登記しなければならない。（会社法915条1項）総務部などの議事録作成事務担当者は頭を痛め、押印のために議事録を各役員に回覧することに苦慮したようである。さらに、社会情勢から脱はんこへの移行が提唱され、法務省は商業登記申請で使える電子証明書は、厳格な手続を経て発行される当事者署名型（個人・法人共に実印に相当）のものしか認めていなかったが、2020年6月15日付で事業者署名型（立会人型）署名（考え方によっては認印相当）を認めることになった。これにより紙をアナログ文化とすれば、電子ファイルによるデジタル文化への移行が加速度的に進んでいく可能性が生じたのである。

事業者署名型（立会人型）の署名は、（以後、一例としてクラウドサイン⁽⁹⁾（弁護士ドットコム株式会社が提供するサービス）の流れで説明する。）本人が電子署名する当事者署名型とは違い、まず事務担当者は取締役会議事録をPDFファイルで作成し、その議事録の内容を承認する人について順序を決めてメールアドレスを登録し、事業者の設置するクラウドにファイルをアップロードする。その後、事業者のシステムにより、順序どおり承認すべき人のメールアドレスに承認依頼がなされ、承認者はパソ

コンやスマートフォンを使ってそのPDFファイルを閲覧した上で同意する。当初順序を決めた順にメールによる承認がすべてなされると事務担当者宛に承認者全員が署名された旨が通知され、PDFファイルの内容と共に各人が承認したことと時刻（タイムスタンプ）が記録される。事務担当者はそのPDFファイルを登記申請に必要な電子署名や署名すべき者全員が承認しているかどうかを確認した上で、登記申請に使うことになる。最初に議事録作成事務担当者名も記録されるが、余事記載として処理されている。

事業者が立会人として承認者の氏名とメールアドレスをファイルに記録する形式を用いているため立会人型と呼ばれている。ただし、登記申請時には、事業者署名型（立会人型）の署名だけで申請できる場合が多いが、代表取締役の選定の議案がある場合は、代表取締役の場合には商業登記電子証明書⁽¹⁰⁾など、個人の場合は個人番号カードによる公的個人認証による電子証明書⁽¹¹⁾などを利用しなければならない場合がある。この点については後述する。

既に、上場企業や大企業では、この事業者署名型（立会人型）の電子署名を使った申請がなされている。今後、使い勝手を社内で検討し、社内で認められれば、この方式は上場会社や一部の大企業のみならず、それを必要とする会社に広がっていくことが予想される。

（3）事業者署名型（立会人型）の電子署名

前述（2）では署名者が多い取締役会議事録について考察したが、事業者署名型（立会人型）の署名は取締役会議事録に限らず、株主総会議事録、社内外のさまざまな書類（社外との契約書、社内での承認を要する書面、請求書、雇用契約書、有給休暇申請書など）に利用できる。社外との契約に関しては相手方の社内での承認や社内規定の整備も必要とするところではあるが、通常の契約は実印とその印鑑証明書を要求されない限り、認印で行っている。よって、取締役会議事録を含めたさまざまな書類に利用することが可能であり、デジタル社会へと移行していく可能性がある。また、中小企業や小規模事業者では、社内の書類に利用することができ、テレワークなどの在宅勤務でも出社することなく承認や決済をすることが可能になるであろう。

(9) <https://www.cloudsign.jp/>

(10) 代表取締役について法務局から発行される電子証明書（商業登記規則33条の8の電子証明書）

(11) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項の規定により作成された署名用電子証明書

事業者署名型（立会人型）であるクラウドサインの場合、電子証明書は発行者のものしかついていないが、承認や決済をした人の氏名は記録されている。

（４）株主総会決議があったものとみなされる書面決議

社会情勢の影響を受けて、株主総会を実際に開催することが困難な場合や、株主数が少なく議案に対して全員が賛成することが予想される場合は書面決議を活用することが可能である。株主総会を開くことなく、株主または取締役が株主総会での決議事項について提案し、その決議事項について、議決権を行使することができる株主全員の同意があった場合は、その提案を可決する株主総会の決議があったものとみなされる制度がある（会社法319条1項）。会社法の見出しでは「株主総会の決議の省略」となっているが、「書面決議」や「みなし決議」などと称されている。

上場会社の完全（100%）子会社では、上場会社に子会社の意思決定権がある場合もあり、株主が1社であるから「株主総会決議事項に関する提案兼同意書」を子会社に提出するだけで株主総会決議があったものとみなされる書面決議が成立する。

しかしこれは決議事項に限られ、定時株主総会などで報告事項がある場合は、別途検討が必要である。後述する株主総会への報告の省略は、株主ではなく、取締役から総株主に通知し、総株主が同意する必要がある。定時株主総会の場合は、取締役から報告すべき事項及び決議事項を通知することにより、総株主である1社の同意があった日に株主総会決議が成立する。

株主総会決議があったものとみなされる書面決議は、会社法に規定されているため、定款に規定することなく採用することができる。また、決議があったものとみなされる日は、議決権を行使することができる株主全員の同意のうち最後の日であることに注意が必要である。株主数が少ない株式会社では、株主全員の同意が得られやすいため今後この制度はさらに活用されていくであろう。

また、取締役が株主全員に対し株主総会に報告すべき事項を通知し、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなされる規定がある。会社法の見出しでは「株主総会への報告の省略」（会社法320条）となっている。

なお、株主総会の決議の省略及び株主総会への報

告の省略を行った場合でも、株主総会議事録を作成しなければならない（会社法318条1項）。同意者が複数名いる場合は、最後の同意日に効力が発生するので、あらかじめ効力発生日を決めておきたい場合は、同意事項につき、停止条件（全員の同意により、特定の日に効力発生日を定めること）を設定することが可能である。

取締役、監査役等の選任を行った場合、実開催の株主総会では、議場で就任を承諾した旨が記載された株主総会議事録を就任承諾書として援用できるが、株主総会の決議の省略（書面決議）の場合は議場での就任承諾の意思表示はされていないので、各取締役、監査役等は別途就任承諾書が必要となることに注意が必要である。

（５）取締役会決議があったものとみなされる書面決議

取締役会についても前述（４）と同様の制度の活用が可能である。取締役会設置会社（ここでは代表取締役、取締役及び監査役のみ設置している株式会社として検討をすすめる。）は、定款で「取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役設置会社にあつては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。」旨を定めた場合、取締役会の決議の省略が可能になる（会社法370条）。

取締役が最低限の3名ないし少数の場合は、この書面決議を利用することによって、取締役会の開催を省略し、いわゆる書面決議を行うことができる。

また、取締役会への報告については、定款の定めがなくとも、取締役、監査役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない（会社法372条1項）。ただし、代表取締役及び業務執行取締役は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない場合は、取締役及び監査役の全員に対して通知をしても報告の省略ができないことに注意が必要である（会社法372条2項）。

（６）取締役会議事録をPDFファイルで作成する場合

前述（２）の場合のように、テレビ会議システム

を利用した取締役会を開催した場合は、実質1枚の紙に参加した役員全員が押印することに困難が生じるため、PDFファイルで取締役会議事録を作成し、事業者署名型（立会人型）の署名を使うことが多くなっていくことであろう。これは、当事者署名型の場合は、当事者が各自署名をした後、PDFファイルをメール等で順次送信しなければならない、すべての署名義務者が電子署名をして完結することに困難が生じる場合があるからである。

商業登記規則の改正（2021年2月15日施行）により、商業登記の添付書類をPDFファイルで作成した場合の電子署名についてより使いやすい規定に改められた。まず、取締役会議事録について、出席した取締役及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない（会社法369条3項）。また、電磁的記録をもって作成されている場合は、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。（会社法369条4項）この法務省令で定める措置とは、電子署名である（会社法施行規則225条1項本文、同条1項6号）。

取締役会議事録を書面で作成した場合について整理した後、PDFファイルにどのような電子署名を利用するかについて検討する。代表取締役を選定する議案がない場合は、全員が認印でもかまわない。代表取締役の選定の場合は、出席した取締役及び監査役の印鑑につき市町村長作成の印鑑証明書の印鑑（個人実印）を押印し、その印鑑証明書を添付しなければならない。ただし、変更前の代表取締役が登記所に届け出ている印鑑（会社実印）を押印しているとき（代表取締役の重任時や代表取締役が重任しなくても取締役又は監査役として出席しているとき）は出席した取締役及び監査役の印鑑はいわゆる認印でよい（商業登記規則61条6項）。

PDFファイルの取締役会議事録を登記申請に利用する場合、どのような電子署名を利用することができるのかを検討する。商業登記規則が改正（2021年2月15日施行）されたことにより、PDFファイルの場合でも考え方が書面の場合とほぼ同様になった。

商業登記規則の改正前は、代表取締役の選定の議案の有無に係わらず登記所に印鑑を届け出ている代

表取締役が取締役会に出席している場合、その代表取締役の電子署名は、商業登記電子証明書によるものでなければならなかった（改正前商業登記規則36条5項⁽¹²⁾、102条6項⁽¹³⁾、改正後は本項削除）。つまり、2020年6月15日に法務大臣が指定した事業者署名型（立会人型）の電子証明書を利用して出席した取締役及び監査役全員が電子署名（承認）を行っても、さらに、登記所に印鑑を届け出ている代表取締役が取締役会に出席している場合は商業登記電子証明書を利用して電子署名を行わなければならなかったのである。

改正後の現時点では、取締役会議事録をPDFファイルで作成した場合は、代表取締役を選定する場合を除き、事業者署名型（立会人型）の電子証明書であるクラウドサインなどを利用して全員が電子署名（承認）を行うことが可能になり、登記申請にそのPDFファイルを利用できる。当然、登記申請を必要としない業務の決定などの取締役会は、事業者署名型（立会人型）の電子証明書を利用することができる。代表取締役の選定の議案がある場合は、出席した取締役及び監査役は市町村長作成の印鑑証明書と同等の電子証明書である個人番号カードを用いた公的個人認証電子証明書または特定認証業務電子証明書（以下「公的個人認証電子証明書等」という。）を利用しなければならない。ただし、変更前の代表取締役が商業登記電子証明書または公的個人認証電子証明書等により電子署名を行った場合は、出席した取締役及び監査役は、事業者署名型（立会人型）の電子証明書であるクラウドサインなどを利用することができる。

（7）株主総会議事録をPDFファイルで作成する場合

株主総会議事録が書面で作成されている場合は署名または記名押印の義務はない。しかし、社内で承認された書面として保存するため議長兼議事録作成者または議事録作成者のみが署名または記名押印している場合がある。また、司法書士が登記申請の代理人となる場合は、司法書士の判断で、代表取締役を議長兼議事録作成者として、議事録に記名及び法務局に届出をした印鑑（会社実印）を押印してもら

(12) 改正前商業登記規則36条5項、改正後は削除、かつこ内は筆者の加筆、改正後、本項は別の規定。

前項（電磁的記録に利用できる電子証明書）の場合において、当該作成者が印鑑の提出をした者であるときは、当該電磁的記録に記録すべき電子証明書は、同項第一号イ（商業登記電子証明書）に掲げる電子証明書に限るものとする。

(13) 改正前商業登記規則102条6項、改正後は削除、かつこ内は筆者の加筆、改正後、本項は別の規定。

前三項（前項は「添付書面情報を送信するとき」）の場合において、第一項（電子署名の方法）に規定する措置を講じた者が印鑑の提出をした者であるときは、送信すべき電子証明書は、第三項第一号（商業登記電子証明書）に掲げる電子証明書に限るものとする。（以下略）

うことを依頼する場合がある。これは議事録の作成の真実性を担保したいためである。しかし商業登記法が改正（2021年2月15日施行）され、印鑑届が必須であった条項が削除されるため（商業登記法20条の削除）、今後、印鑑届は必須ではなくオンライン申請をする場合は、任意となる⁽¹⁴⁾。印鑑届をしていない株式会社は、印鑑証明書は発行されないのので印鑑証明書が必要な商行為を行う場合はPDFファイルと商業登記電子証明書を利用することになる。

PDFファイルで作成した場合は、当該情報の作成者が電子証明書による電子署名の措置を講じたものでなければならない（商業登記規則36条3項、102条1項）。作成者は代表取締役に限らず、出席している取締役でもかまわない。代表取締役の選定の議案がある場合を除き、事業者署名型（立会人型）であるクラウドサインを使うことができる。また登記申請がオンライン申請の場合はそのPDFファイルをオンライン申請の申請情報と共に添付書面情報として送信することが原則となる（商業登記規則102条2項）。

株主総会で代表取締役を選定する場合は、取締役会を設置していない株式会社が主に想定される。取締役の中から代表取締役を選定する方法として、（ア）定款に規定する方法、（イ）定款に「代表取締役は取締役の互選により定める」旨の規定を定めて、その規定による方法及び（ウ）株主総会で選定する方法の3つの方法がある（会社法349条3項）。（ア）の場合は、定款変更の株主総会議事録につき、議長及び取締役につき、（イ）の場合は、取締役につき、また（ウ）の場合は、議長及び出席した取締役につき公的個人認証電子証明書等を利用しなければならない。ただし、変更前の代表取締役が商業登記電子証明書または公的個人認証電子証明書等により電子署名を行った場合は、出席した取締役及び監査役は、事業者署名型（立会人型）の電子証明書であるクラウドサインなどを利用することができる。この場合、電子署名を付与する順序に注意が必要あり、クラウドサインで取締役及び監査役が電子署名（承認）した後のPDFファイルに代表取締役が商業登記電子証明書または公的個人認証電子証明書等により電子署名しなければ適切な仕様のPDFファイルにならない。これは、電子証明書の有効性確認ができる場合が限定されているからである。

（8）その他の添付書面をPDFで作成した場合

議事録を例に検討をすすめてきたが、取締役会議事録及び株主総会議事録に限らず就任承諾書など他の添付書類にも利用できる。

例えば取締役会を設置している株式会社は、株主総会で選任された取締役及び監査役は就任承諾書に事業者署名型（立会人型）の電子証明書であるクラウドサインなどを利用することができる。書面でも1名ごとに作成が可能なため、PDFファイルで作成する必要性がないかもしれないが、PDFファイルでは、クラウドサインを利用した場合はメールで依頼し、パソコンやスマートフォンでその承認の操作をするだけで完了する。書面の印刷や郵送（送付、返信）が不要となり、迅速に就任承諾書が作成できる。

取締役会を設置している株式会社の代表取締役の就任時（再任を除く）の就任承諾書、取締役会を設置していない株式会社の取締役の就任時（再任を除く）の就任承諾書にはクラウドサインは利用できないことに注意が必要である。この場合は、公的個人認証電子証明書等を利用することになる。

（9）PDFファイルを利用した商業登記申請

商業登記は、原則、申請書及び添付書面がすべて紙と規定されている（商業登記法17条1項⁽¹⁵⁾）。添付書類が電磁的記録（商業登記規則36条4項の電子証明書により電子署名が行われたPDFファイル）で作成されている場合は電磁的記録を申請書に添付しなければならないことになっている（商業登記法19条の2）。具体的にはCD-Rに記録して（登記所の窓口）に提出または（郵送等により）送付することになる。この場合のPDFファイルを「電磁的記録」と定義している（商業登記法19条の2）。

前述（6）で検討した取締役会議事録のPDFファイルに事業者署名型（立会人型）の電子証明書を利用した場合は、オンライン申請を利用しその添付ファイルとしてPDFファイルを送信しなければならないのが原則である（商業登記規則102条5項）。オンライン申請時に送信できるPDFファイルを「添付書面情報」と定義している（商業登記規則102条2項）。このオンライン申請であっても「電子的記録」を用いることもできる。

「電磁的記録」と「添付書面情報」は付与できる電子証明書の根拠法令が違うため、利用できる電子

(14) 改正前商業登記法20条

登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。現行法では本条は削除。

(15) 登記の申請は、書面でしなければならない。

証明書については、法務省のホームページに掲載されている最新情報にアクセスしていただきたい。「電磁的記録」⁽¹⁶⁾と「添付書面情報」⁽¹⁷⁾でその掲載アドレスが異なるので、それぞれ脚注に記載する。なお、「電磁的記録」の場合は、書面による申請時またはオンライン申請後、CD-Rに記録して（登記所の窓口）提出または（郵送等により）送付することができる。

PDFに電子署名を付与する方法にも理解が必要である。法務省提供の「PDF署名プラグイン」⁽¹⁸⁾（無償）や民間ベンダーのソフトとして例えば「電子認証キットPRO」⁽¹⁹⁾（株式会社リーガル）の署名プラグインソフトを利用してPDFファイルそのものに署名する方法と法務省提供の「申請用総合ソフト」⁽²⁰⁾（無償）などを使用してXML署名する方法がある。「申請用総合ソフト」では、ソフトの一部の機能を利用して署名することができる。この場合はPDFファイルを開かずに署名することになる。そしてPDFファイル以外にXMLファイルが生成される。1つのフォルダ内にこの2つのファイルが入っているため、オンライン申請時には個別に2つのファイルを添付するのではなく、フォルダを指定して添付することになる。

(10) 電子署名されたファイルの改ざんの有無及び電子証明書の有効性確認（署名検証）

今までは、ほぼ紙の添付書面であったので、印鑑証明書の印影と書面に押印された印影を照合すればよかったのであるが、PDFファイルになると改ざんがないこと及び電子証明書の有効性確認が必要となる。これらをまとめて「署名検証」という。

改ざんの有無については、PDFファイルの署名パネルを見るだけでよい。

商業登記電子証明書の有効性確認は、例えば、株式会社リーガルの「電子認証キットPRO」を用いれば可能である。法務省提供の「PDF署名プラグイン」⁽¹⁸⁾（無償）では有効性確認ができないことに注意が必要である。今後、商業登記電子証明書以外にも事業者署名型（立会人型）の電子署名（承認）、個人番号カードによる公的個人認証による電子証明書の利用が増加することが予想される。事業者署名

型（立会人型）の電子証明書は、発行者名が記録されているが、承認した人は氏名と時刻（タイムスタンプ）が記録されるので、その情報を確認することで足りると思われる。個人番号カードに記録されている公的個人認証による電子証明書が有効であるかどうかの確認は、指定された行政機関等が可能である。また、本人も、マイナポータルサイトを利用してパスワードを入力することにより確認することができる。なお、個人番号カードは、本体にカードの有効期限が記載され、またカードを入れている透明の袋の表面に電子証明書の有効期限が記載されている。そのため、個人番号カードを所有している本人は有効であることを自ら知っている。マイナポータルサイトを利用して有効性を確認するのは、透明の袋を紛失した場合を除いて、あまり必要性はない。ところで、司法書士は有効性確認を自らしたいが、できない。有効性を確認する方法として、個人番号カード所有者がマイナポータルサイトで有効性確認をした画面をキャプチャして印刷し提出してもらう方法が考えられる。

司法書士及び司法書士法人が自ら直接に有効性確認をできる制度設計が必要である。既に、日本司法書士会連合会は「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の規定に基づき個人番号カードの署名検証者（電子証明書の有効性の確認を行うことができる者）として団体署名検証者⁽²¹⁾（同法17条5項）となっているので、司法書士及び司法書士法人が日本司法書士会連合会のサーバを経由して有効性確認ができるような構築が望まれる。

なお、この点についての変更は、本稿の最後の7.を参照されたい。

(11) 本人確認証明書の省略

取締役及び監査役が就任（再任を除く）した時は、就任承諾書に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書を添付しなければならない。ただし、登記の申請書に当該取締役等の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付する場合は、この限りでない（商業登記規則61条7項）。いわゆる、「本

(16) <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji41.html>

(17) <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html#05>

(18) https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/cautions/security/pdf_sign_inst.html

(19) http://www.legal.co.jp/products/denshi/denshi_1.html

(20) https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/cautions/security/pdf_sign_inst.html

(21) https://www.j-lis.go.jp/jpki/procedure/procedure1_2.html

人確認証明書」である。就任承諾書がPDFファイルで作成され、かつ公的個人認証電子証明書等により電子署名を行った場合は、別途本人確認証明書の規定は適用されない利点がある（商業登記規則103条3項）。公的個人認証電子証明書等は住民票のデータを利用して発行されていて、住民票と同等の事項が記録されているからである。

4. 成年後見実務における新しい執務様式

本稿の脱稿段階では、介護施設、老人ホーム、病院に入院している人へのお見舞い制限がかかっている。家族が病院に入院していても条件があり、死期が迫った場合は面談が許される場合もあるが今の状況を考慮するとやむを得ない。高齢者ほど重症化し、致死率が高いとのデータなどからこれは当然の措置である。スマートフォンを使ったテレビ電話で面談は可能であるが、介護施設職員や病院の職員の多忙な状況を考慮すると現状は当分続くことを想定して執務に対応していくことになる。死期が迫った人だけに、面会できる社会はあまりにも過酷である。

また被後見人の家族との連絡も電話のみならず、テレビ電話やテレビ会議システムを使うこともありえらう。

成年後見実務に関しても、今後新しい手法の提案を期待したい。

5. 司法書士事務所のテレワーク、時差通勤などについて

本稿をまとめている途中で、2021年1月、菅内閣総理大臣により2度目の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出された。さらなるテレワークの推進と時差通勤などの感染症予防対策が求められている。

まず、司法書士事務所の事業規模や取り扱っている業務について区分してみたい。20年前はほぼすべての司法書士が不動産登記及び商業登記を受託していた。その後リーマンショックなどの様々な経済状況の影響を受け、不動産登記は徐々に特定の事務所が寡占する状況が生じたのである。また、商業登記においては、会社法の成立時に公開会社でない株式会社の取締役及び監査役の任期を10年まで延長することになった（会社法332条2項、336条2項）。このため会社法の施行後、中小企業や小規模事業者は任期を10年に延長し、役員変更登記申請が激減した。司法書士業務に簡裁訴訟代理関係業務が追加されてからは、過払い金の訴訟や和解ができるようになり、過払い金専門の事務所も現れたのである。商

業登記を専門とする形態も少ないが存在している。また、裁判業務、財産管理、成年後見業務を専門とする事務所もある。つまり司法書士業務も医者と同様に専門分野に特化してきている傾向がある。

また、司法書士の場合は、2以上の事務所を設けることができないため、1つに限定されている（司法書士法施行規則19条）。法人の場合は主たる事務所以外に従たる事務所を設けることができるので、執務形態が異なってくる。

前述のとおり、司法書士の執務は取り扱っている業務が様々であり、また規模も異なることに着目しなければならない。1つしか事務所を設置することができない司法書士と複数の事務所を設置できる司法書士法人の規模に応じてテレワークを検討しなければならない。

1名の司法書士事務所であれば、テレワークを考慮することなく、事務所の電話番号が固定番号なら外出している時は転送電話を利用することで解決できる。ただし、守秘義務に該当する通話に関して場所を選ぶ必要がある。複数の司法書士及び補助者がいる場合は緊急事態宣言の状況下では、テレワークを導入する必要がある。この場合、補助者がどのような役割を担当しているかで変わってくる。例えば、経理だけを担当している場合は、自宅からのテレワークによりVPN接続などを利用してインターネットの経路を暗号化する方法により事務所内のファイルサーバのデータにアクセスすることで可能ではないだろうか。しかし、登記申請書のチェックや添付書類のチェックなど複数の人が同じ場所で処理することにより効率がよい事務作業も存在する。また、クライアントとのやりとりは、電話やテレビ会議を導入することで自宅からでも可能である。司法書士法人で従たる事務所がある場合は、従来から例えば経理機能は主たる事務所で行い、また従たる事務所の人員が少ない場合は書面のチェックなどを主たる事務所で行う形態があった。従たる事務所がある司法書士法人は事務処理を主たる事務所に集中させている場合があった。このような場合は比較的テレワークを導入しやすい環境ではなかろうか。今、事務所内の人数を少なくするためには、テレワークを導入できる事務から順次試行し実証した上で導入をするしかない。司法書士事務所の事業規模や取り扱っている業務が様々になってきているので、業務内容がテレワークに適しかつある程度の規模の事務所しか導入できないかもしれない。

他方、時差通勤については、規模や業態に関係なく容易に導入できる。法務局が8時30分に開庁する

ので、歴史のある事務所は始業時刻を8時30分にしているところがある。その他の事務所は社会慣習上最も多い9時にしている場合がほとんどと思われる。9時前の通勤時間帯は都市部では公共交通機関が混雑するため、始業時刻を8時にするなどして、始業時刻を早め、終業時刻も早めることで対応できる。人数の多い事務所であれば、始業時刻を8時と10時に分け、分散して通勤することが考えられる。始業時刻が2時間違うだけでお互いが共同作業をする時間は短縮されるが、事務所内の密である時間も削減できる。

6. まとめ

本稿を作成するに当たって弁護士ドットコム株式会社（クラウドサイン事業本部）の橋詰卓司氏、株式会社リーガルの大塚至正代表取締役社長及び重松学専務取締役役に情報提供及び助言などをいただいた。この情報提供及び助言のおかげで筆者では判断できない技術的部分を助けていただいたことに心より感謝を申しあげる。そのおかげで、弁護士ドットコム株式会社の「クラウドサイン」及び株式会社リーガルの「電子認証キットPRO」について、具体的事例として論考することができた。クラウドサインについては、既に登記申請実例があり、「電子認証キットPRO」については、このソフト以外に最適なものが見つからなかったためである。既に提供されている複数の電子証明書すべてについて検証することは困難であった。また、確認の結果、利用できないと思われるケースもあった。

本稿は、ニューノーマル社会における司法書士の新しい執務様式について、独自の見解をまとめたものに過ぎない。今後、新しい手法ができ、それを利用することによってさらに別の執務様式が形成される可能性がある。これから司法書士業務にも今後の社会情勢の変化を受け、既存の常識や慣習を考慮することなく時代に即応した執務が徐々に変化し、新しい時代が形成されていくことを期待している。

今後、ITを使いこなせる知識とDX（デジタルトランスフォーメーション）⁽²²⁾を推進するための情報を収集していく努力が求められる。司法書士の執務のみならず、ニューノーマル社会での生活様式を始め、企業内外の執務及びすべての土業において

大きな変革が求められているのである。

なお、本稿による提言等がニューノーマル社会における司法書士の新しい執務様式のきっかけの一助となれば幸いである。

7. 脱稿後の制度改正など

本稿を脱稿し校正中に提案していた内容が一部実現される箇所が2点生じた。それは法制審議会の要綱案や日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）のシステム構築が公表されたことによる。本文を加筆修正すると本書の出版の時期に間に合わないため、編集担当者の方をお願いして「6. まとめ」の後に加筆させていただくこととなった。

（1）2. 不動産登記における新しい執務様式（8） 個人番号及び会社法人等番号を活用した不動産登記の考察

個人番号（マイナンバー）及び会社法人等番号を不動産登記情報データベースに記載してはどうかと提案し、考察を行った。

その提案中の一部が今後の法令改正により実現する可能性が生じたのである。2021年2月2日の法制審議会民法・不動産登記法部会第26回会議（今川嘉典日司連会長が委員）で「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）の改正等に関する要綱案」⁽²³⁾（以下「要綱案」という。）が決定された。その内容中の関連する箇所を紹介したい。

所有権登記名義人変更については、登記申請に関し期限が設けられることになった。「所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があったときは、当該所有権の登記名義人は、その変更があった日から2年以内に、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記を申請しなければならない。」とする法改正が行われる（要綱案第2部、不動産登記法等の見直し、第2 所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所の情報の更新を図るための仕組み、1 氏名又は名称及び住所の変更の登記の申請の義務付け）。

また、所有権の登記事項に関し、次のような規律を設けることとされた。「所有権の登記名義人が法人であるときは、会社法人等番号その他の特定の法人を識別するために必要な事項として法務省令で定

(22) 「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン Ver.1.0（平成30年12月）、経済産業省」によると、次のように定義されています。「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」

(23) http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900001_00049.html

めるものを登記事項とする。」(要綱案第2部、第5その他の見直し事項、1 登記名義人の特定に係る登記事項の見直し) すなわち、法人に関しては会社法人等番号が登記事項となる法改正が行われる。

個人番号(マイナンバー)の不動産登記情報データベースへの記録については、要綱案に記載されていない。しかし、別の方法として個人の住所、氏名の変遷は住民基本台帳ネットワークのデータベースに記録されていること及び法人の本店移転及び商号変更等については商業登記情報データベースに記録されていることから、これらの情報を活用して、登記所が氏名又は名称及び住所等の変更情報を不動産登記に反映させるための仕組みの法改正が行われる。具体的には、『登記官が住民基本台帳ネットワークシステム又は商業・法人登記のシステムから所有権の登記名義人の氏名及び住所についての変更の情報を取得し、これを不動産登記に反映させるため、次のような規律を設けるものとする。「登記官は、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があったと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記をすることができる。ただし、当該所有権の登記名義人が自然人であるときは、その申出があるときに限る。』」こととなるようである(要綱案第2部、第2 所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所の情報の更新を図るための仕組み、2)。これにより住所、氏名、本店、商号等の変更の場合は、変更証明書について取り扱いが変更される可能性が生じた。

また、登記所が他の公的機関から所有権の登記名義人の死亡情報や氏名又は名称及び住所の変更情報を取得するための仕組みとして、「自然人である所有権の登記名義人は、登記官に対し、自らが所有権の登記名義人として記録されている不動産について、氏名及び住所の情報に加えて、生年月日等の情報(検索用情報)を提供するものとする。この場合において、検索用情報は登記記録上に公示せず、登記所内部において保有するデータとして扱うものとする。」及び「登記官は、氏名、住所及び検索用情報を検索キーとして、住民基本台帳ネットワークシステムに定期的に照会を行うなどして自然人である登記名義人の死亡の事実や氏名又は名称及び住所の変更の事実を把握するものとする。」などが導入される予定である。生年月日は住所証明情報に記載されているが、生年月日も不動産登記情報データベースに記録されることにより、氏名、住所及び生年月日で個人

を特定することが可能となる。この3要素による特定は、従来から金融機関が行っている方法であり、住所、氏名、生年月日が同一の人はまず複数人存在しないことによることを利用しているのであろう。方向性として、個人番号(マイナンバー)を利用することなく、個人を特定できる制度ができるようである(要綱案第2部、第3 ①及び②)。

(2) 3. 会社法実務、商業登記実務における新しい執務様式(10) 電子署名されたファイルの改ざんの有無及び電子証明書の有効性確認(署名検証)

「日司連公的個人認証有効性確認システムの構築について」(日司連から司法書士会会長あて通知文書、2021年2月10日付日司連発第1589号)により、日司連は「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の規定に基づき個人番号カードの署名検証者として団体署名検証者(同法17条5項)となっていることから、2021年2月15日より司法書士及び司法書士法人が電子証明書の有効性確認をできることになった。

司法書士及び司法書士法人が日司連の構築したサーバに接続し、ログイン後に個人番号カードをスマートフォン用アプリにより読み込み、公的個人認証(署名用電子証明書)の有効性確認ができる。これは過去の法務省令の改正の際に実施されるパブリックコメントで日司連が意見を提出していたこともあり、関係省庁と交渉に尽力された役員及び委員等のおかげで実現できたのではないかと考える。

このような形で法制審議会による法令改正の動向及び日司連の最新の情報により、情報提供できたことはタイミングがよかったと思われる。なお、時間的制約により、本文を加筆修正できなかった点はお詫びを申しあげたい。